

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所 1 号館 2 階の市政資料室で公開しています。

.....

佐 倉 市 教 育 委 員 会 会 議 録〔会議概要〕

平成 30 年 1 月教育委員会会議：定例会

期 日 平成 30 年 1 月 17 日（水） 開会 午後 2 時 00 分
閉会 午後 2 時 53 分

会 場 1 号館 3 階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 3 名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	上村 充美
	教育総務課長	花島 英雄	学 務 課 長	久保田宜孝
	指 導 課 長	相蘇 重晴	教育センター所長	古林 聖哉
	社会教育課長	檜垣 幸夫	文 化 課 長	鈴木 千春
	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫		
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	加藤 昌紀

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

- ・議決事項 2 件の上程

2 報告事項

①教育長より 1 件報告

- ・学校の始業式を無事迎えたことについて報告する。

17 日間の休業日が終わり、1 月 9 日に学校は予定どおり始業式を迎えた。事故もなく 3 学期を迎えることができた。子どもたちは、元気に登校している。3 学期は、年度のまとめなので、子どもたちの成長を評価し、指導の成果と改善を明らかにしながら次年度へつなげていきたいと思う。

②佐倉市立公民館の使用料について【社会教育課長】

佐倉市立公民館の使用料について報告する。

公民館使用料については、改正条例が平成 29 年 12 月 22 日に公布されている。減免基準等を整理する管理規則については、前回の教育委員会会議で協議をいただいているところである。また、現在開館時間の変更について意見公募手続を行っ

ているが、現在まで特に意見はない状況である。

この使用料についての公民館利用者へのご案内は、1月5日から公民館、図書館、美術館においてお知らせのポスターを掲示するとともに、お手元の資料にあるリーフレット、A4の両面印刷のこちらの配布を行っている。また、1月15日号の「こうほう佐倉」への掲載、あわせてホームページでもお知らせを行っている。この資料の1ページの下段となるが、使用料の減免については前回の定例会の協議内容である市や県等の主催や共催事業、自治会が総会等を開催する場合、学校や保育所等が会議等を開催する場合、事業内容に公益性があると認めた場合、これらについて変更はなかった。この後、1月24日に開催される公民館運営審議会でもご意見をいただき、使用料を免除する基準を新たに設けていく予定である。

次に、2ページの中段には使用料に関する説明会の日程を記載している。この説明会では、使用料及び減免関係についても説明を行う予定である。

③いじめの状況について【指導課長】

12月末までのいじめの状況について報告する。

12月末日のいじめの認知件数は、小学校が168件、中学校が96件の合計264件である。昨年度の同時期と比較すると小学校では47件の減少で、中学校では24件の増加である。

いじめの対応としては、冷やかしからかいなどの言葉によるものが先月同様に6割以上を占めている。12月は、特に複数の子どもが1人の子どもをターゲットにしたいじめ案件が多数報告された。また、物隠しや相手の持ち物を壊す、あるいは年上の児童が年下の児童に対していじめをしたというようなケースも報告されている。

学年別に認知件数を調べたところ、12月は小学校6年生が全体の2割を占めていたという状況である。

今後もいじめの事案の早期発見、即日対応に心がけていく。

④感染症について【指導課長】

感染症について報告する。

3学期が1月9日からスタートしているので、9日から15日の月曜までの状況について報告する。

初めに、市内のインフルエンザの状況であるが、今週の月曜日から罹患者が急増して、15日現在で345名がインフルエンザに罹患している。これに伴い、昨日、16日の火曜日以降7つの小中学校13学級でインフルエンザによる学級閉鎖が起こっている。345名の罹患者のうち半数近くはインフルエンザのB型というような報告があった。

他の感染症については、感染性胃腸炎が10名、溶連菌感染症は9名で、年明けからの集団発生の報告はなかった。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加をする。インフルエンザが爆発的にというか、はやっており、先週が第2週、今週が第3週なるが、第1週目は定点当たり16.67であったが、先週の第2週になり、33.33になった。第1週目は、学校が休みだったので、それほどではなか

ったが、学校が始まりかなりふえてきた。今週はもっとふえているはずなので、かなり警戒していただく必要がある。感染性胃腸炎については、去年の最後の第 51 週というのが一番多くて、定点当たり 11.38 だったが、ことしの第 2 週、先週は、5.81 なので、これは余り増加というか、むしろ去年より減っている。その前の第 1 週、1 月 1 日から 7 日までと比べると、ちょっと増加傾向になっている。今のところこの 2 つ、溶連菌に関してはほとんどふえていないが、これも学校が始まったらやはり警戒しなければいけないということなので、今一番はインフルエンザに気をつけていただくということである。

【委員 1 名より】

先ほどのいじめの報告について、年長者のお子さんが下の学年のお子さんをということが出ているが、学年を超えた関係性というのは保護者もなかなか把握しづらい部分があると思うので、今まで以上に学校のほうでよく気にかけていただけたらいいのかなというふうに感じた。当然保護者も子どもとよく話をしていくというのは必要なことかと思うが、今後とも見守りを願います。

【指導課長】

生徒指導部会議で、毎週のように情報共有をさせていただいている。その辺で、やはり学年間、上下の学年も問わず情報が入るので、スムーズに動きやすくなってきているところはある。今後もその辺の情報共有を徹底させていただきたいと思う。

【委員 1 名より】

公民館の使用料の関係について、リーフレットやポスターは市民の方はご存じということでしょうか。それで、この使用料を取ることにについて、市民の方からの反応はいかがか。説明会を予定しているが、その前に広報をされていると思うが、それに対してどのようなリアクションというか、反応はあるのか。

【社会教育課長】

このリーフレットについては、まず 1 月 5 日の年明けから公民館でポスター掲示とともに抽せん会等で配布している。また、1 月 15 日には広報、ホームページ等をアップしているが、実際にそれほど大きな問い合わせはない状況である。今まで社会教育課でも職員全員に同じものを配るとともに、記録をとるように努めているが、その中で 2 点か 3 点ほどご質問があった中では、私たちのこういう活動の団体はどう減免になるのかというお問い合わせがあった。それについては、この 2 月の説明会の中で詳細な説明も行っていくので、それをお待ちくださいという形で対応している。

【委員 1 名より】

説明会があるので、いろんな反応があると思う。その反応を踏まえた上で説明会に臨んでいただければ、市民の方も納得していただけるのかなと思う。今のところ多数の反応は来っていないということによろしいか。

【社会教育課長】

今回は、今まで無料としてきた市民団体の方に使用料のご負担をいただくものなので、そこら辺についても十分説明会の中で改めて説明していきたいと考えている。また、ご意見についても今後集計して検討していきたいと思う。

【委員 1 名より】

ちょっと細かいことで申しわけないが、公民館の説明会について、根郷公民館だけ 30 分になっているが、これは何か意味があるのか。

【社会教育課長】

この説明会の日にちと時間については、約1時間半程度ということで各公民館に選んでいただいた。根郷公民館については、2月1日に通常利用の抽せん会を行っているので、その前の30分間で説明をしていただいて、それから抽せん会をやって、それが終わってからまた個々の対応は私たちが待っていて対応するという形で、一応説明会のほうは30分だけという形で記載している。同じ対応は1時間半全部かけるようにしている。

【委員1名より】

何かかえって面倒くさくなるような感じがするが、大丈夫なのか。個別というのは結構いろんな意見が出て、説明会が混乱するのではないかという気がしないでもない。

【社会教育課長】

根郷公民館については、この利用の抽せん会に大体毎回53グループほど来ているので、もう一回これをするのではなく、どうしてもこの日でやりたいという形になった。その点も説明する中で足りないことがあったときは、根郷公民館の職員でも対応ができるという形で確認がとれている。

【委員1名より】

では、その辺はうまく対応していただければと思うので、よろしくお願いします。

【教育長】

委員と同じ件について、こちらのほうが事務局だが、見た目が同じ時間のほうがよいと思う。9時から10時半にしておいて、コアな時間はわかったが、時間はみんな同じにしておいたほうがよいと思うが、いかがか。

【社会教育課長】

実際に私どもがいつまでやってお集まりになる方がいつごろ帰れるかというのをあらわしておきたかったのだが、今思うと、開始時間から1時間半程度という表現で、スタート時間だけで、そういう形もよかったのかなと少し反省をしている。

【教育長】

反省はわかった。これを変えたらどうか。9時から10時半という記載に。

【社会教育課長】

この点について、広報も同じ形で載せているので、これで十分な説明、対応をしていきたいと思っている。

【教育長職務代理者】

若干もし機会があれば、そういったことも聞きに来る人にもわかるようにしていただければと思う。

【委員1名より】

この公民館の使用料について、今までは特にご質問的なところは余り寄せられていなかったということだが、今後説明会においていろいろと細かい質問も出るのかなというところで、ぜひQアンドAみたいな形で、より利用者の方にわかりやすく最終的にまとめて、例えばホームページに載せるなりという部分を持っていただけると、せっかくご負担いただいて、よりたくさん活用していただくために、例えばちょっとイラストを入れたりなんかしてやっていただけると、より幅広い市民の方からご利用いただけるのかなと思う。身近に利用できるような工夫をしていただきたいと思う。よろしくお願いします。

【社会教育課長】

この点については、公民館でのご案内とかホームページ等も工夫をして対応していきたいと思う。

【委員 1 名より】

ただ、1 つ気をつけてもらいたいのは、同じ公民館、横並びなので、ここの公民館では減免になってここの公民館では減免にならないというような、そういうそごが出るようなことは絶対しないしてほしいと思う。それに対する苦情になるので、意見は公民館ごとではなくて、統一した意見をしないと、公民館ごとに任せると公民館の判断が入ってしまうと、そこにそごができるのではないかなと思うので、そこら辺は社会教育課のほうで統一した意見で、統一した減免の扱いというのをお願いしたいと思う。その点はよろしく願います。

【社会教育課長】

この点についても改めて今回つくるので、統一した基準で対応するようにする。

【教育長職務代理者】

実はどこにも書いていないのだが、2 ページ目の利用面積区分使用料、その算出例のところで初めて負担割合は計算の 50% であるという、やはりこの辺のところも含めて説明会のところで、全額負担ということではなく、市の部分とご負担いただく部分とこういう形で計算しているというところも説明していただかないと、俺たちが全部負担しているのだからということにならないようにしていただきたいと思う。

【社会教育課長】

その点についても説明会資料をもう少しわかりやすい資料につくり、ボリュームでいくと A 4 の両面で 2 枚か 3 枚ぐらいの、公民館の目的とか使用制限も含めて改めて申し上げたいと思う。

3 議決事項

議案第 1 号 平成 30 年度佐倉市教育費当初予算について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：初めに、資料の訂正をお願いする。資料の 1 ページ目の一番上の行、経常事業の②番、30 年度要求額のところ、42 億 3,187 万 2,000 円となっているが、こちらが 3,603,187、36 億 318 万 7,000 円、4 行目、合計の数字が変わってくる。合計の数字が 5,697,562 である。大変申しわけありませんでした。

それでは、資料の 1 ページ、予算内示額の総括表となる。平成 30 年度の当初予算については、先月の 12 月の教育委員会議において要求額の時点でご協議をいただいたが、今回は内示額でご審議をいただきたいと思う。

なお、最終予算案が 2 月の市議会へ提案される前であるので、今後内容等については変わる可能性があることをお含みおきの上、ご審議いただければと思う。

それでは、1 ページの総括、平成 30 年度教育費の総額は教育委員会所管分が 54 億 6,166 万 1,000 円である。平成 29 年度予算と比較すると約 4 億 7,000 円の増加となっている。

続いて、2 ページ目、こちらは教育委員会所管分の項別の予算額である。平成 29 年度と比べると小学校費と中学校費、社会教育費が大きく増加している。小学校費及び中学校費については、施設改築・改造事業、こちらは体育館の屋根落下防止や外壁等の施

設の設備の改修などである。こちらの増額、社会教育費については歴史的建造物保全整備事業、こちらは旧駿河屋の住宅購入等、また根郷公民館、市民音楽ホール施設改修工事等の増額が大きな要因となっている。

続いて、3ページから4ページ、政策的経費、臨時経費の一覧表となっている。主な事業内容は、前回の教育委員会議でもご説明したが、予算査定の中で経費の精査などにより、全体的には要求額から削減されている。事業の優先度などから見送られた内容もあるが、全般的には予算要求した内容から大きな変更はなく、おおむね予算要求した方向で事業が執行できるものと考えている。

来年度の特徴的な事業を申し上げますと、まずナンバー6、指導課、9款1項3目10の英語・外国語活動推進事業について、来年度は英語指導助手、ALTを現在の14名から17名に増員して運用しようとするものである。

続いて、2つ目、ナンバー21、教育総務課、9款2項3目1の小学校施設改築・改造事業及びその4行下のナンバー25、同じく教育総務課の9款3項3目1の中学校施設改築・改造事業、また同じくその2行下のナンバー27、同じく教育総務課の9款4項1目7の幼稚園施設改修事業のこちら3事業であるが、来年度については老朽化した施設の改修とあわせて全小中学校の普通教室や幼稚園の普通教室への空調機の導入に向けて事業者選定の支援業務を委託事業により行おうとするものである。

続いて、3つ目、ナンバー31、社会教育課の9款5項1目15の（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業について、こちらは佐倉図書館の建てかえ等を核として、新町等旧佐倉地区の活性化に資する拠点施設を整備しようとするものである。平成30年度は、敷地測量、地質調査、改築設計の業務委託を行おうとするものである。

平成30年度予算要求の全体的な特徴としては、これまでのいじめ防止対策やインクルーシブ教育を初めとするさまざまな事業について継続的に推進しますとともに、外国語活動に関する対応など、きめ細かな教育の一層の充実を図ろうとするもの、小中学校等における施設整備など、安全安心、良好な教育環境を確保しようとするものである。また、佐倉ならではの歴史、文化を生かすため、歴史的建造物の保存整備とあわせまして老朽化が進む社会教育施設の改修を行い、市民の学習環境を整えようとするものである。

以上の政策的経費・臨時事業の内容を財源となる歳入とあわせて、5ページから16ページまでに記載している。

次に、17ページから20ページ、こちらについては、経常事業の一覧となっている。経常事業についても全体的には前回の要求金額から経費の精査等により削減はされているが、特に大きく変更となった事業はないので、おおむね要求どおりとなっている。説明は以上である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

政策的経費・臨時事業の22番、教育総務課、9款2項、小学校体育施設整備事業、これは、予算要求と内示額ゼロでばっさり切られているが、事業の内容としては根郷小の運動場改良工事ということになっているが、緊急性とかどうしてもやらなければならないということではないのか。

【教育総務課長】

おっしゃるとおり、こちらの根郷小学校の運動場の改修工事については、どうしてもすぐにやらなければいけない緊急性というものに関してはそんなに高くはないという認識をしている。運動場を使っていくと、すり鉢状に減っていくので、それを平らにならして排水をよくする、そのような工事なので、緊急性としてはそんなには高くないというふうには認識をしている。

【委員 1 名より】

今年度の予算がゼロになっているが、そうすると来年度以降もこれを要求していくということか。

【教育総務課長】

こちらの事業については、来年度以降も引き続き要求をしていきたいと考えている。

【委員 1 名より】

それから、次のページ、35 番、9 款 5 項 2 目、その旧平井家保存整備事業について、これも大きく内示額が削られているが、これはどうなのか。

【文化課長】

こちらについては、今平井家の耐震あるいは損傷状況を調査するための費用が約 432 万要求していた額なのだが、それについてはこの旧平井家そのものの今後の明確な利用目的とか、そういったものが市として方向性が出ていない段階なので、今回は見送らせてほしいということでカットされた状況である。

【委員 1 名より】

方向性ということだが、これはいずれにしても保存しておくべき事業であると考えます。そうすると、耐震事業というのは割合緊急性があるということなので、方針がやはりきちっとしないとそこから先は進めないということか。

【文化課長】

この辺の歴史的建造物とか古民家的なものについては、今企画政策部のほうでもそういった歴史的な建物の保存活用について産業振興課などともあわせて協議を進めているところで、その政策的な方針がまだ出ていないという状況も踏まえてのことである。

【委員 1 名より】

市街地活性化とか佐倉市の文化的な事業としてなので、これはぜひ強力にというか、少し力を入れて進めていかれたらと思っている。

【文化課長】

方向性について企画政策部のほうで近々示されると思うので、それにあわせて旧平井家以外にも必要性のあるものについては進めていきたいと考えている。

【委員 1 名より】

近年私が見ていても、教育では英語とか外国語授業について非常に注目を浴びていると思うが、14 から 17 名にした。しかしその 17 名の算出根拠というか、17 名というのはどのような算出の仕方か 17 名ということになったのか。

【指導課長】

来年度から小学校 3、4 年生が 15 時間外国語活動の授業が入る。それから、5、6 年生については、現行で 35 時間やっているが、やはり 15 時間ふえて 50 時間の授業をやるという形になる。その部分にやはり ALT をつけてという形で数えて、最終的に 3 名増員でその部分を賄っていくということである。

【委員 1 名より】

そうすると、今示された時間数はこの人数でいけばカバーできるということによろしいか。

【指導課長】

計算をして、ほぼそれと全部の学校に必ず小学校の外国語活動の時間に A L T がつくように組んでいる。

【教育長職務代理者】

A L T が補充されて英語の授業もということだが、クラス担任の先生方の指導、その英語の時間の。そのあたり現実はどうにお考えになっているのか。つまり A L T が全ての時間帯をできるかどうか。クラスも非常に多いので、そうすると担任の先生がかかわらざるを得ない。その辺の担任の先生のかかわり方、あるいはその先生方に対する授業のあり方とか、その辺のところも含めてどういうふうにお考えになっているのか。

【指導課長】

まず、担任のかかわり方については、外国語活動の授業そのものはやはり担任がその時間の授業をやるということは前提として持っている。あくまでも A L T は英語の指導助手という形なので、その担任の授業のフォローという形で行っている。ただ、中学校の外国語、いわゆる英語の先生みたいに免許があるわけではない形で入ってきているので、昨年度、今年度もそうだが、外国語の指定校を市でも指定し、その授業、モデルケースの授業を全部の先生方にも見ていただきながら、ヒントを与えて検証してもらってという形で進めている。

なお、今現在学校に行っている A L T については、特に小学校の研修にも参加していただき、少しでも英語の指導力をつけるようにということを進めている。

【委員 1 名より】

今の件で、英語授業のかかわり方ということについて、担任の先生が一応中心ということだが、そうすると英語の研修、先生の中の研修。ちょっと詳しく見ていないのでわからないが、その研修に対する費用というか、予算措置というか、どこかに入っているのか。

【指導課長】

研修に対しては、一応教職員研修事業という部分がある。その辺の部分と、あと教育課題研究事業という形で各学校にも研究の費用とかで配分させていただいているので、その辺とあわせて対応させていただくという状況である。

【委員 1 名より】

そうすると、この予算のどこを見ればわかるか。

【指導課長】

具体的には、この中では 17 ページの経常事業の中の 8 番、教職員研修事業あるいは 9 番、教育課題研究事業、こちらのほうでという形で考えている。

【委員 1 名より】

両方合わせて約 870 万。これは英語だけではなくて、いろんな研修事業が入っているのか。そうすると、新しく始まる、外国語の研修は先生方もなれていないと思うので、果たしてこれだけで足りるのかどうかというのが少し不安になってくる。先生方はお忙しいので、なかなかふだんの授業の合間にやるというのは難しい。どうしても夏休みとか、そういうことになってしまうと思うが、佐倉市としてはこのぐら이의予算で足りるのか。

【指導課長】

それぞれの研修、学校ごとでの研修とあわせて、日常的にALTが入っている状態で、授業だけではなくて、その部分の学校ごとで、例えばALTが行っている日には研修の時間があって、その部分で授業の進め方はこうしていきましょうというような打ち合わせの時間も含めた形で対応できるようにということをやっているのも、何とかこの中で対応してきたいと思う。

【委員 1 名より】

なかなか学校現場も混乱するかなと思うが、ひとつうまくその辺は対応していただければと思う。

【委員 1 名より】

政策の 11 番、いじめについて、今いじめというのが注目を浴びる一つの課題だと思う。同額であればいいのだが、減らされたというのは大丈夫なのか。今までの対応ができるのか。要は要求額より減らされたのはわかるが、去年の額より減らされている。この辺はいかが。

【指導課長】

実際にアドバイザーのほうが拠点校という形で、あとほかの小学校、中学校にも、その学校から移動していく形での旅費の部分が長く、ほかのいわゆる 1 カ所に通勤で行くという部分の方よりか旅費の部分や何かの賃金的なものを多く予算計上していた。その分、少し減らせられるのではないかとということで財政からのご指摘があった。

【委員 1 名より】

人員は変わらないのか。

【指導課長】

人員は変わりません。あと勤務の賃金とか含めて、その辺が変わったということではない。

【委員 1 名より】

その件について、経常の 8 番の研修事業、この中にも当然いろんな中でいじめ防止の関係の研修も含まれているということによろしいか。

【指導課長】

研修は、予算的なものと、あと各学校のいわゆる生徒指導の研修会、2 年前から全部の学校で実施しているが、それは継続して、こちらとアドバイザーが実際に行っている学校でという形なので、予算のほうがかかたりということはなく……

【委員 1 名より】

私は、この研修費の中にいじめの問題も当然研修の内容に入っているのか、ということである。

【指導課長】

はい、入っている。

【教育長】

ちょっと英語の関係について、まず基本的に 5、6 年生は現時点で 35 時間やっている。そのため、学校の先生は意外と違和感なく英語に取り組んでいる状況が現状はある。新たに 3、4 年生が 15 時間、5、6 年生が年間 15 時間なので、その部分をどうやって組んでやっていくかということについては、事前の準備を進めているので、現時点では教育委員会と県教委と連携をとりながら、あともう一つはALTがいるので、ALTとの時間、いわゆる授業外での研修をしながらどう進めていくかということをやっているのも、少し見

守っていただけたら大変ありがたいなというふうに思う。

【教育長職務代理人】

それに関連して、教員採用にかかわって県教委は中学校の英語の免許状取得を希望学生に対しては小学校のほうの特任も視野に入れてとか、あるいは小学校免許も就職後に取り得るようないろんなプログラムをといることを盛んに言っている。ということは、県教委においても小学校の英語あるいは外国語活動、教科も含めてかなり大きく動いていると思うので、今教育長から話が合ったようにここ一、二年は様子を見ながら必要に応じてそういう対応をとっていただければと思う。

もう一点だけ。その2番目の教育ビジョン策定事業、これは現在の教育ビジョンは平成30年だったか、32年だったか。

【教育総務課企画財務班長】

一応現時点だと、31年をもって終了するという予定になっており、32年から新ビジョンが策定の上スタートするという予定である。

【教育長職務代理人】

ありがとうございます。ということは、30年度から準備を始めないと、結局31年度になって1年。その見直し云々というのは、これかなり大がかりにしないといけないのではないかなと思っている。そういった中で、数値的には小さい数値だが、非常に教育委員会あるいは佐倉市の教育全体を考えたときの方向性を考える重要な会議になる。ぜひこれは何とかならないかなということをおもっている。復活折衝があるのかなのか、よくわからないが、あるいは予算の流用はできないので、何とか努力をと、そんなことをおもっている。どうぞ来年1年あるということではなくて、来年から手をつけないと、いつも時間切れであるとか駆け込んで、次のときにはという、そういう言葉はもう出ないほうがよろしいと思う。

【教育総務課企画財務班長】

教育ビジョンの策定事業に関しては、32年の実際の開始に向け、30年度、来年度から検討のほうは開始をする予定である。ただ、懇話会を設けてという意味では、財政の査定の経過があったので、少なくとも31年の検討にあつては懇話会を一つの関係団体等の意見をお伺いする場として活用したいとは考えているので、再度改めて要求していく予定であるが、30年度においては今回の結果となったので、内部検討から着実に始めてまいりたいと考えている。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市文化振興のための基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

文化課長より上程議案の説明

内容：今回決議いただきたい議案については、前回定例教育委員会議において協議事項として皆様にご協議いただいた、文化課所管の基金のうち文化財産等取得基金の残高を減額するに当たり、関係する条例の改正をしようとするものである。

本件の条例の改正については、これまでご協議いただいたとおりであるが、条例第2条第2項で文化財産等取得基金が1,000万と規定されている。こちら昭和62年の条例

制定当初は市立美術館の建設なども視野にあったことから、収蔵作品の充実を図るために毎年基金の積み増しが行われており、現在では約 8,000 万になっている。この基金を活用してこれまでも佐倉ゆかりの作家の作品等を順次購入してきたが、一定の成果が見られたことから、平成 16 年度を最後に活用実績がない状況が続いている。こうしたことから、監査委員から切迫した財政の有効活用の観点から適正な積立額について検討するよう指摘を受けている。この指摘を受け、美術館とも協議したところ、差し当たって高額な作品を購入するような具体的な予定がないこと、また今後も購入計画等の予定がないことから、基金の残高を条例の規定にある 1,000 万に減額し、取り崩す約 7,000 万については財政の有効活用の観点から一般財源化することとする。

なお、この減額を行うに当たり、本条例には増額についての規定はあるが、減額についての規定がないことから、条例第 2 条第 2 項ただし書きを削除して、今後はこの基金の額を 1,000 万円の定額として運用し、その利子についても一般会計に繰り入れて、基金に積み増しするということを行わないこととする。これにより、今後もし 1,000 万を超えるような作品を購入しようとするような場合については、通常の手続により、予算化をして対応していきたいと考えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

先月とダブるかもしれないが、条例の 4 条 1 項には「積立基金から生ずる利益は」の後に「剰余の額を積立基金に編入するものとする」というのがあるが、そうするとこれがあるとふえていってもいいだろうということ、それが 1 つ。

それから、2 項は「過不足を生じたとき」とあるが、不足の場合に果たしてこれを 1,000 万までもとへ戻せるのかどうかという、財政的な状況が苦しい中でこういうことが可能かどうか、その辺はどうなのか。

【文化課長】

第 4 条にある積立基金という、この積立基金については、第 2 条に「佐倉市文化振興積立基金（以下「積立基金」という。）。」ということで、文化課所管の基金は 2 種類あり、4 条の積立基金というのは、今回対象としている文化財産等取得基金とは別の、もう一つの第 1 条(1)にある佐倉市文化振興積立基金のほうに積み増しするものであるもので、この 4 条については今回減額する基金とは別のものということで、条文上当たらないところである。

この条例の要綱に、この基金を活用した場合はその部分の買い戻しをする規定があるので、それにより仮に 1,000 万から例えば 500 万を使った場合、予算要求の手続を経てそれを買い戻してまた 1,000 万に戻すということになるので、この額は 1,000 万ということは保たれていくものと考えている。

【委員 1 名より】

2 項の過不足に関してはわかった。

1 項は、ちょっとわかりにくかった。両方 2 つのものがというところがなかなか誤解を招くような感じもあるので、今の説明でわかったが、ちょっと誤解を与えるような感じはする。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成30年2月定例会 2月21日（水）午後2時00分より
社会福祉センター2階会議室